

議案第21号 小松島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

行政不服審査法が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、審査申出人の代表者の資格の証明に関する根拠法令が、行政不服審査法から行政不服審査法施行令に変更されるため、同法を引用する部分を改正するほか、審査委員会に提出された書類の謄写請求があった場合の手数料の規定を追加する等、所要の改正を行うもの。

小松島市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年小松島市条例第166号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>第3節 審査の申出 (審査の申出)</p> <p>第5条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 審査の申出の趣旨及び理由</p> <p>(3) 口頭で意見を述べることを求める場合においてはその旨</p> <p>(4) 審査の申出の年月日</p> <p>3 審査申出人が、法人その他社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、</p>	<p>第3節 審査の申出 (審査の申出)</p> <p>第5条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) 審査の申出に係る処分の内容</p> <p>(3) 審査の申出の趣旨及び理由</p> <p>(4) 口頭で意見を述べることを求める場合においてはその旨</p> <p>(5) 審査の申出の年月日</p> <p>3 審査申出人が、法人その他社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、</p>	<p></p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>

審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所_____を記載し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項 _____に規定する書面を添付しなければならない。

4～5 (略)

第4節 審査の手続

(書面の審理)

第7条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。

2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認す

審査申出書には前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。

4～5 (略)

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人が資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第4節 審査の手続

(書面の審理)

第7条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

3 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。 _____

追加
改正

追加

追加

改正
削除

<p>2 (略)</p> <p>(審査の秩序維持)</p> <p><u>第13条</u> 委員長は、審査の進行を妨げる者に対し退席を命ずることができる。</p> <p>第5節 雑則</p> <p>(関係者に対する費用の弁償)</p> <p><u>第14条</u> 法第433条第7項の規定によって関係者(審査申出人及び市町村長を除く。)に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者を除く。)に対して小松島市職員の旅費に関する条例(平成2年小松島市条例第4号)の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。</p> <p>(固定資産評価審査委員会規程への委任)</p> <p><u>第15条</u> この条例に定めるもののほか、審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、固定資産評価審査委員会規程で定める。</p>	<p>(2) <u>事案の概要</u></p> <p>(3) <u>審査申出人及び市長の主張の要旨</u></p> <p>(4) <u>理由</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(審査の秩序維持)</p> <p><u>第14条</u> 委員長は、審査の進行を妨げる者に対し退席を命ずることができる。</p> <p>第5節 雑則</p> <p>(関係者に対する費用の弁償)</p> <p><u>第15条</u> 法第433条第7項の規定によって関係者(審査申出人及び市町村長を除く。)に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者を除く。)に対して小松島市職員の旅費に関する条例(平成2年小松島市条例第4号)の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。</p> <p>(固定資産評価審査委員会規程への委任)</p> <p><u>第16条</u> この条例に定めるもののほか、審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、固定資産評価審査委員会規程で定める。</p>	<p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>
---	--	---